

令和4年度税制改正に関する要望

令和3年9月
日本証券業協会
投資信託協会
全国証券取引所協議会

我が国は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況の下、累次の補正予算等の実施を通じて、国民の命と暮らし・雇用を守りつつ、経済活動を支えるため、様々な取組みが鋭意行われている最中にあります。

こうした中、政府の「経済財政運営と改革の基本方針2021」では、ともすれば硬直的ともいわれてきた日本経済の構造や我々の意識の変化、世界的なグリーン投資・デジタル投資の加速とそれに対応した経済・産業構造の急速な変化といった内外の変化を捉え、我が国経済の構造改革を戦略的に進め、ポストコロナの持続的な成長基盤を作っていく必要があるとされたところです。

我々としても、こうした社会課題に真摯に向き合い、投資による資産形成の推進及び活力ある金融資本市場の実現を通じて、我が国経済の一層の発展及び世界に開かれた国際金融センターの実現に貢献できるよう、以下に掲げる課題に全力で取り組んでまいります。

つきましては、令和4年度（2022年度）税制改正に関し、投資者の選択肢を広げリスク回避のための柔軟な投資を可能とする観点から、デリバティブ取引等を金融商品に係る損益通算の範囲に含めること、世代間の資産承継を円滑にするため上場株式等の相続税評価を見直すこと、家計が安心して中長期的な資産形成に取り組めるよう支援するためNISA制度の拡充・利便性向上を図ること、デジタル化・グリーン化等に対応するための税制措置を講じること等、次の事項を要望いたしますので、その実現につきまして格段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

I 金融商品に係る損益通算範囲の拡大等に関する税制措置

- ① デリバティブ取引等を金融商品に係る損益通算の範囲に含めること（注1、2）
 - （注1）現行税法上、総合課税とされている外国市場デリバティブ取引（外国金融商品市場で取引されるカバードワラントを含む。）の差金等決済に係る損益や私募外国投資信託等の配当等を申告分離課税としたうえで、損益通算の範囲に加えること
 - （注2）実施するに当たっては、投資者及び金融商品取引業者等が対応可能な簡素な仕組みにするとともに、実務面に配慮し準備期間を設けること
- ② 以下の非上場株式について、上場株式等と同様の取扱い（配当所得等の課税の特例、譲渡所得等の課税の特例、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用並びに特定口座での取扱い等）を認めること
 - 株主コミュニティ銘柄として指定されている非上場株式のうち、課税の起因となった取引が当該銘柄の株主コミュニティ内で行われているもの
 - 国内金融商品取引所に上場する企業が発行する非上場銘柄（種類株式等）のうち、その募集が公募により行われているもの
- ③ 個人が受け取る株券等貸借取引に係る貸借料等について、他の金融所得と同じ取扱い（税率、申告分離課税、他の所得との損益通算、特定口座での取扱い並びに源泉徴収及び申告不要）とすること

II 世代間の資産承継を円滑にするための税制措置

1. 上場株式等の相続税評価等の見直し

- ① 資産間における相続税の負担感の差により投資者の資産選択を歪めることがないように、以下の措置を講じること
 - 上場株式等の相続税評価額を見直すこと。例えば、上場株式等の相続税評価額について、評価の安全性に配慮し、現行よりも長い期間の株価まで評価の対象に含めること
 - 上場株式等について、相続発生から相続税の申告までの間に著しく価格が下落した場合には、下落後の価格を相続税評価額とする救済措置を講じること
- ② 投資者が上場株式等を安心して保有し続けられる環境を整備するため、以下の措置を講じること
 - 被相続人が保有していた上場株式等について、相続人の申告により、相続税納付準備口座（仮称）への入庫を認め、当該上場株式等が当該口座において保有されている間（例えば5年間）は、当該上場株式等に係る相続税の納税を猶予すること
 - 上場株式等による物納の場合には、「延納によっても金銭で納付することが困難な金額の範囲内であること」を要件から外すとともに、物納申請時に提出する書類から「金銭納付を困難とする理由書」の提出を要しないものとする
- ③ 世代を通じた上場株式等への長期投資を促進するため、以下の措置を講じること
 - 上場株式等を一定の時点から10年以上継続保有して相続が発生した場合には、相続税評価額を大幅に（例えば50%）減額する措置を講じること

- 被相続人が相続発生の日から3年以上前から保有していた上場株式等については相続税の納税額の一部（例えば評価額の30%に対応する納税額）を猶予することとし、相続人が当該上場株式等を相続による取得後3年以上継続保有した場合には、猶予された相続税の納税を免除すること
- ④ 相続財産を譲渡した場合の相続税の取得費加算の特例について、相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までとされている適用要件を撤廃すること

2. 特定口座間贈与の制限撤廃

- 特定口座を利用した贈与について、贈与を受ける者が同一銘柄を保有している場合には、当該銘柄の一部移管ができないとする制限を撤廃すること

III 情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化及び高度化等に対応するための税制措置

- ① トークン化有価証券（セキュリティトークン）（金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券（同条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（同項各号に掲げる権利を除く。）を含む。）のうち電子記録移転有価証券表示権利等に該当するものをいう。）の利子等及び配当等について、現行の振替有価証券に係る所得税等の非課税制度及び源泉徴収の不適用制度の適用対象とすること
- ② 税務手続の更なるデジタル化を推進すること

IV 家計の自助努力による資産形成を支援するための税制措置

1. NISA の拡充・利便性向上等

- ① 令和2年度税制改正によるNISA制度の変更について、投資者の利便性及び金融商品取引業者等の実務に与える影響に配慮したものとすること
- ② 企業から支払われる職場積立NISAの奨励金を非課税とすること
- ③ つみたてNISAの投資対象商品について、対象となる指定インデックスを拡大するとともにアクティブ運用投資信託等に係る制限を緩和すること
- ④ つみたてNISAにおいて、長期・積立・分散投資に適した一定の投資一任契約を制度対象として明確化し、ポートフォリオのリバランスに係る制限を緩和すること
- ⑤ NISA口座から特定口座への払出の際に、移管元のNISA口座内の同一年分の同一銘柄の一部移管ができないとする制限を撤廃すること
- ⑥ 被相続人が一般NISA・つみたてNISAで保有していた上場株式等については相続税を非課税とすること
- ⑦ NISA口座内の上場株式等について、売却代金の範囲内での他の上場株式等の再取得を認めること
- ⑧ つみたてNISA勘定を設定した日から10年を経過した日（10年後以降は5年を経過した日毎の日）における顧客の所在地確認につきマイナンバーを利用して簡素化すること

- ⑨ マイナンバーカードを活用して投資者が自身の NISA 口座の有無等を即時に確認できるよう、所要の整備を図ること

2. NISA 制度の恒久化・根拠法の制定等

- ① NISA 制度を恒久化又は延長すること
- ② NISA が国民の安定的な資産形成に資する恒久的な制度となるよう根拠法（NISA 法）を制定すること
- ③ 取得後 5 年又は 20 年とされている NISA の非課税保有期間を恒久化又は延長すること

3. 確定拠出年金制度の拡充等

- ① 確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること
- ② 確定拠出年金制度の拡充や利便性向上を図るため、以下の措置を講じること
 - 拠出限度額の見直し（特に第 2 号被保険者について拠出限度額の引上げによる金額の統一を図ること）
 - マッチング拠出の弾力化
 - 退職準備世代に対して追加の拠出枠（キャッチアップ拠出）を設けること
 - 中途引出要件の緩和
 - 老齢給付金の受給要件の緩和
 - 国民年金の第 3 号被保険者が個人型確定拠出年金に拠出した掛金を配偶者の所得から控除可能とすること

V SDGs（持続可能な開発目標）推進のための税制措置

- 社会の持続的な発展に貢献する金融商品への投資について税制上の恩典を与えること（例えば、一定の要件を満たす債券への投資に関して、個人については所得税・住民税、法人については法人税において、特別な控除を可能とすること）

VI 地方創生のための税制措置

- 地方創生に貢献する企業が発行する株式への投資について税制上の恩典を与えること（例えば、一定の要件を満たす企業が発行する株式への投資について、個人の所得税・住民税から特別な控除を可能とすること）

VII 金融所得に対する課税のあり方に係る税制措置

1. 金融所得に対する課税のあり方の検討に際しての留意事項

- 金融所得に対する課税のあり方の見直しを検討する場合には、経済成長を支え国民の資産形成を支援する金融資本市場の重要性を踏まえるとともに、投資者の資産選択や金融資本市場に重大な影響を及ぼす懸念にも十分に留意すること

2. 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間の延長

- 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間（現行3年間）を延長すること

3. 配当の二重課税の排除

- 配当の二重課税排除の徹底を図る観点から、例えば配当所得の課税標準額を受取配当額の2分の1の金額とすること

VIII 市場環境の整備、投資者の利便性向上及び金融機関の負担軽減のための税制措置

1. 特定口座等の利便性向上

- ① 上場株式等（適格外国金融商品市場に上場する外国株式等を含む）の発行体が行うコーポレートアクションのうち、経済実態に実質的な変更がないと考えられる場合には、課税を繰り延べるとともに、当該上場株式等が特定口座で保有されていたものについては、当該コーポレートアクションによって付与される上場株式等の取得時に特定口座への受入れを可能とすること
- ② 上場廃止日後に効力発生日が到来するコーポレートアクションにより少数株主等に対し交付される金銭について上場株式等の譲渡として取り扱うこと
- ③ 上場株式等に係る信託契約の解除後の特定口座への受入れ措置を講じること
- ④ 発行体による交付金銭等情報通知の過誤等が判明したことにより金融商品取引業者等において税務上の是正処理を行った場合に、当該処理に伴って顧客と授受を行う金銭については譲渡所得又は譲渡損失とみなす取扱いとすること

2. 国際的な金融取引の円滑化のための税制措置

- ① 外国金融機関等及び外国ファンドの債券現先取引等（レポ取引）に係る利子の課税の特例について、適用期限の撤廃及び対象債券等の範囲の拡充を図ること
- ② 外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る課税の特例について、適用期限の撤廃及び外国金融機関等の範囲の拡充を図ること
- ③ 国際課税の整備に係る所要の措置を講じること
- ④ 一部の租税条約における不動産化体株式からの投資所得に対する課税の取扱いについて、実務面に配慮した方策を講じること

IX その他の税制措置

- 投資信託等（証券投資信託・ETF・JDR・REIT等）に係る外国税額控除制度について、住民税の取扱いを見直すこと
- 投資法人が税会不一致による二重課税の解消手段を行使する際の任意積立金の取扱いに係る改正を行うこと
- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、固定資産税・都市計画税の負担調整措置の拡充をすること
- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、投資法人において賃料の支払猶予を行った場合における導管性要件の緩和をはじめとする税制上の手当てを

可能とすること

- 金融商品取引所又は商品取引所の受渡決済について、円滑なインボイス制度の導入の観点から、取引所取引の特性を踏まえた運用に関する取扱いを明確化すること
- 完全子法人株式等の配当に係る源泉徴収を不適用とすること

以 上